

令和8年度岩美町奨学資金貸付要項

1 制度の目的

高等学校・高等専門学校・大学・専修学校（修業年限2年以上）に入学予定又は在学し、向学心に燃え、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学資金を貸与し、もって有為な人材を育成することを目的とする。

2. 貸付の種類

入学支度金

入学に必要な経費に対して貸与する資金

修学支援金

修学に必要な経費に対して貸与する資金

3 貸付条件

入学支度金

- (1) 住民税非課税世帯又は生活保護世帯
- (2) 本人が町内に住所を有する者
- (3) 大学・専修学校（修業年限2年以上）に入学予定の者

※進学準備給付金（生活保護）、給付型奨学金（日本学生支援機構）と併用可

修学支援金

- (1) 経済的理由により修学が困難である者
- (2) 町内に住所を有する者又は保護者が町内に住所を有する者
- (3) 高等学校・高等専門学校・大学・専修学校（修業年限2年以上）に入学予定又は在学する者
- (4) 他から同種類の奨学資金の貸与を受けていない者（岩美病院看護師奨学金・岩美病院薬剤師奨学金は除く ※詳細は別紙へ）

4 貸付者数

- ◆高等学校・高等専門学校 5人以内
- ◆大学 15人以内
- ◆専修学校 10人以内

5 貸付金額

入学支度金

- ◆大学・専修学校（奨学生一人につき1回のみ貸付）
500,000円まで（10万円単位）

修学支援金

- ◆高等学校・高等専門学校（第3学年まで）
月額 20,000円まで（1万円単位）
- ◆大学・専修学校・高等専門学校（第4学年以降）
月額 50,000円まで（1万円単位）

6 貸付時期・期間

入学支度金

入学前の2～3月頃に一括で貸付

修学支援金

奨学生として決定された月から正規の修業年限の終期まで貸付

7 申込み受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年3月24日（火）

8 申込み手続き

奨学資金の借入を希望する場合は、借入希望者本人が、次の書類を町教育委員会に直接持参のうえ、提出すること。

（1）奨学資金借入申込書 1部

連帯保証人は2人（うちひとりは保護者）の署名が必要です。

（2）世帯全員分の令和7年度所得課税証明書 1部

役場税務課で取得してください。※手数料がかかります。

（3）入学又は在学を証明するもの 1部

在学証明書又は合格通知書の写し等

（4）【該当する方のみ】生活保護受給証明書 1部

9 奨学資金の返還（無利子）

償還開始時期

貸付期間の終了した月の翌月から起算して1年を経過したあと

※高等学校及び大学等の貸付を続けて受けた場合は、

高等学校の貸付資金は大学等の貸付資金と同時期

※入学支度金のみ貸付を受けた場合は、

大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過したあと

償還期間

◆入学支度金

・大学及び専修学校 3年以内

（ただし、修学支援金を受けたときは、修学支援金と同じ期間とする。）

◆修学支援金

・高等学校 10年以内

・高等専門学校 10年又は15年以内

・大学及び専修学校（入学支度金併用含む） 10年又は15年以内

償還方法

年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法（原則として口座振替）

10 問い合わせ先

岩美町教育委員会事務局学校教育係（電話73-1301）

参考

1. 募集要項3 貸付条件（4）の「他から同種類の奨学資金の貸与」について

（1）岩美町奨学資金との併用を認めないもの

鳥取県育英奨学資金
鳥取県医師確保奨学金
看護職員修学資金
看護職員奨学金
理学療法士等修学資金
介護福祉士等修学資金
生活福祉資金貸付制度（教育支援費、就学支度費）
母子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）
(独) 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）
(財) あしなが奨学金・(財) 交通遺児奨学金

（2）岩美町奨学資金との併用を認めるもの

岩美病院看護師奨学金・岩美病院薬剤師奨学金
(独) 日本学生支援機構第二種奨学金（利息付）
(株) 日本政策金融公庫（国の教育ローン）
各金融機関の教育ローン

※上記の奨学資金以外にも、様々な奨学資金制度があります。それぞれの要件等で岩美町奨学資金との併給が認められるもの、認められないものがありますので、詳しくは岩美町教育委員会事務局までお問い合わせください。